

公益財団法人 日本ライフセービング協会

日本代表選手及び強化指定選手に関する規程

(目 的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本ライフセービング協会（以下「本協会」という）の日本代表選手及び強化指定選手の選考に関わる事項及び職務を定めることにより、ライフセービングスポーツの公正な発展及び普及を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 本規程における次の用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) オープン日本代表

ライフセービング競技規則に定められるオープン競技の適格者である日本代表選手によって構成されるチームをいい、その選手個人を、オープン日本代表選手という。

(2) ユース日本代表

ライフセービング競技規則に定められるユース競技の適格者である日本代表選手によって構成されるチームをいい、その選手個人を、ユース日本代表選手という。

(3) IRB 日本代表

ライフセービング競技規則に定められる IRB 競技の適格者である日本代表選手によって構成されるチームをいい、その選手個人を、IRB 日本代表選手という。

(4) HPT-A

事前に開示された選考基準に従い、選手選考委員会によって選考された強化指定選手によって構成されてチームをいい、その選手個人を、強化指定 A 選手という。

(5) HPT-B

事前に開示された選考基準に従い、選手選考委員会によって選考された強化指定選手によって構成されてチームをいい、その選手個人を、強化指定 B 選手という。

(6) HPT-C

事前に開示された選考基準に従い、選手選考委員会によって選考された強化指定選手によって構成されてチームをいい、その選手個人を、強化指定 C 選手という。

(7) IRB-HPT

事前に開示された選考基準に従い、選手選考委員会によって選考された IRB 競技のための強化指定選手によって構成されてチームをいい、その選手個人を、IRB 強化指定選手という。

(日本代表選手選任の基準)

第3条 オープン日本代表選手は、次の基準のいずれをも満たす者の中から、日本代表監督が選任し、選手選考委員会が承認する。

(1) 本協会が定める選手選考委員会によって選考された強化指定選手であること。

(2) 競技開催年の 12 月 31 日以前に 16 歳からそれ以上の年齢の者。

(3) ベーシックサーフライフセーバーの資格を取得していること。該当する競技会の初日において 16 歳の選手は、BLS 及びウォーターセーフティ資格を取得していること。

- (4) 将来、本協会の指導員資格を取得し、インストラクターとして指導を志す者。
 - (5) 本協会の理念を理解、賛同し、ライフセービングの発展に貢献する意志のある者。
 - (6) 社会の一員としての常識を持ち、本協会の代表として、また日本国の代表として行動できる者。
- 2 ユース日本代表選手は、次の基準のいずれをも満たす者の中から、ユース日本代表監督が選任し、選手選考委員会が承認する。
- (1) 本協会が定める選手選考委員会によって選考された強化指定選手であること。
 - (2) 競技開催年の12月31日以前に15, 16, 17, 18歳になる年齢の者。
 - (3) BLS及びウォーターセーフティ資格を取得していること。
 - (4) 将来、本協会の認定ライフセーバー資格を取得し、ライフセーバーを志す者。
 - (5) 本協会の理念を理解、賛同し、ライフセービングの発展に貢献する意志のある者。
 - (6) 社会の一員としての常識を持ち、本協会の代表として、また日本国の代表として行動できる者。
- 3 IRB日本代表選手は、次の基準のいずれをも満たす者の中から、IRB日本代表監督が選任し、選手選考委員会が承認する。
- (1) 本協会が定める選手選考委員会によって選考された強化指定選手であること。
 - (2) 競技開催年の12月31日以前に18歳からそれ以上の年齢の者。
 - (3) IRBドライバー資格を取得していること。
 - (4) 将来、本協会の指導員資格を取得し、インストラクターとして指導を志す者。
 - (5) 本協会の理念を理解、賛同し、ライフセービングの発展に貢献する意志のある者。
 - (6) 社会の一員としての常識を持ち、本協会の代表として、また日本国の代表として行動できる者。

(強化指定選手選任の基準)

- 第4条 強化指定選手は、次の基準のいずれをも満たす者の中から、選手選考委員会が選任し、承認する。
- (1) HPT-A/B/Cに所属する選手においては、本協会が定める選手登録をしていること。
 - (2) スポーツ育成委員会の定めるハイパフォーマンスプログラムに賛同する者。
 - (3) 所属する加盟クラブの代表者が推薦し承諾を得た者。
 - (4) 日本代表に選手として参加する意思のある者。

(任期)

- 第5条 日本代表選手の任期は、承認の日から該当する日本代表チームの解散の日までとする。
- 2 強化指定選手の任期は、承認の日から指定された世界選手権における日本代表チームの解散の日までとし、最長で2年間とする。

(職務)

- 第6条 日本代表選手及び強化指定選手は、目的とする対象大会において、選手としての最大限パフォーマンスを要し、その最高位の成績を得るよう努力する。
- 2 日本代表選手及び強化指定選手は、この国を代表するという立場を自覚し、フェアプレーや日常における行動を通じて、ライフセーバーの模範となる行動を取る。
- 3 本協会の要請があった場合、日本代表選手及び強化指定選手はライフセービングとライフセービングスポーツの普及に関わる業務を支援する。

(選手の入換え)

- 第7条 日本代表監督は、必要に応じて日本代表選手を入れ替えることができる。その場合、対象となる強化指定選手から新たな日本代表選手を日本代表監督が選任し、選手選考委員会が承認する。

(解 任)

第8条 日本代表選手及び強化指定選手が、次のいずれかに該当するときは、選手選考委員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は、職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 強化指定選手においては、理由もなく競技会への出場が少ないとき、もしくは競技会での成績が振るわないとき。

(改 廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の決議を経てこれを行う。

附則 本規程は、2020年3月14日より施行する。